

## 10. 分離課税所得割交付金・県民税所得割臨時交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
指定都市  [道府県]	<p>1. 分離課税所得割交付金</p> <p>指定市を包括する道府県は、当分の間、道府県に払い込まれた当該指定市に係る退職手当等に係る所得に課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の2分の1に相当する額を、指定市に対して交付する。</p> <p>2. 県民税所得割臨時交付金</p> <p>指定市を包括する道府県は、当該指定市に係る平成29年度又は平成30年度に当該道府県に払い込まれる道府県民税の所得割(※1)に係る地方団体の徴収金の額(※2)の2分の1に相当する額を、指定市に対して交付する。</p> <p>※1 退職手当等に係る所得に課する所得割を除く。</p> <p>※2 ①～③の合計額</p> <p>①平成29年度において収入する平成28年度分の道府県民税の所得割のうち、特別徴収義務者が平成29年4月及び5月に給与の支払いをする際徴収すべきものに係る地方団体の徴収金の収入額。</p> <p>②平成29年度において収入する同年度分の道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金の収入額。</p> <p>③平成30年4月から7月までの間に収入する平成29年度分の道府県民税の所得割のうち、特別徴収義務者が平成30年4月及び5月に給与の支払いをする際徴収すべきものに係る地方団体の徴収金の収入額。</p> <p>(1)平成29年度交付(以下の合計額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①のうち平成29年4月から7月までの間に収入するものの2分の1に相当する額。</li> <li>・平成29年度分の道府県民税所得割の課税額の合計額に、当該指定市に係る平成28年度の収入額となるべき道府県民税所得割の合計額を平成28年度の収入となるべき道府県民税所得割の課税額の合計額で除して得た数値、を乗じて得た額の2分の1に相当する額。</li> </ul> <p>(2)平成30年度交付(以下の合計額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①, ②のうち、当該指定市を包括する道府県に払い込まれたものの2分の1に相当する額と平成29年度交付額の合計額との差額</li> <li>・③の2分の1に相当する額</li> </ul>	<p>分離課税所得割交付金</p> <p>3月:前年度3月～2月払込</p> <p>県民税所得割臨時交付金</p> <p>(1)平成29年度</p> <p>8月:交付見込額の1/3</p> <p>12月:交付見込額の1/3</p> <p>3月:交付見込額の1/3</p> <p>(2)平成30年度</p> <p>8月交付</p> <p>[制限なし]</p>